

名張市立梅が丘小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 12 日制定

令和 2 年 4 月 5 日改訂

令和 4 年 4 月 5 日改訂

1 いじめ防止に対する基本的な考え

【いじめの定義】(第 2 条)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけあいであっても児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

(いじめの具体例)

- ・ひやかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる。
- ・なかまはずし、無視をされる。
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネットや SNS 等で誹謗中傷される。
- ・その他、心身の苦痛を感じているもの。

※（特に学校として配慮が必要な児童（発達障がいを含む障がいのある児童、帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つ児童、性同一性障がいなどの児童）について学校組織として見守りの体制を強める。

【基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めなければならない。

本校では、家庭、地域、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止のための校内組織

① いじめ防止対策委員会（原則毎月 1 回開催、必要に応じて随時開催）

〈構成メンバー〉

校長、教頭、教務、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター

* 当該担任、スクールカウンセラー、地域代表（人権擁護委員）

（*印は、必要に応じ連携・協議する）

② 役割

いじめ防止等の取り組みや計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

③ 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

3 いじめ防止の具体的な取り組み

① いじめの未然防止の取り組み

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことがもっとも有効な対策である。そのためには、児童一人ひとりの自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- ・ いじめを許さない学校風土の醸成
- ・ 聴き合い学び合い、わかる授業づくり（すべての児童が参加、活躍できる授業）
- ・ 互いに認め合い、自分も仲間も大切にできる集団づくり
- ・ 道徳・人権教育の推進
- ・ 情報モラル教育の推進
- ・ 社会性やコミュニケーション能力の育成

② いじめの早期発見の取り組み

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談、面談の実施
- ・ Q-U 調査の分析と活用
- ・ 日常的な生活ノート（日記、連絡帳等）、家庭訪問の取り組み
- ・ 日常的な教職員の情報共有化
- ・ 相談室の整備を含めた、児童や保護者が相談しやすい環境整備

③ いじめに対する措置

- ・ いじめられた児童、知らせた児童への聞き取りと心身の安全確保
- ・ いじめた児童への聞き取りと自らの行為への振り返りと反省
- ・ いじめを見ていた児童に対しての聞き取りと指導
- ・ 担任一人が抱え込まない情報共有体制・組織対応体制の確立
- ・ 保護者との連携、名張市教育委員会への報告や関係機関との連携

④ いじめ対応等に関する教職員の資質向上

- ・ 研修会や事例検討会の実施等

4 重大事態への対処（第28条）

<重大事態>

- ・ いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童が自殺を企図した場合等)
 - ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校の定義をふまえて、年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時: 重大事態が発生したもとして報告・調査にあたる。

<重大事態への具体的な対処>

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に速やかに報告する。(学校長→市教委→市長)
- ② 名張市教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を実動する。「いじめ防止対策委員会」
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、関係機関と情報共有しながら適切かつ迅速に対処する。「名張市いじめ問題専門委員会」による調査等も含む)
- ④ 上記調査結果等については、関係する児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 保護者・地域・関係機関等との連携(第22条)

<組織的ないじめ対応の流れ>

- ① **情報を集める** 教職員、児童、保護者、地域住民その他から、「いじめ防止対策委員会」に情報を集める。
(いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。)
- ② **指導・支援体制を組む**
「いじめ防止対策委員会」を機能させる。
- ③—A **子どもへの指導・支援を行う**
 - いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
 - いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。
 - いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
 - 児童の心のケアについて、名張市教育委員会とも協議の上、スクールカウンセラーの支援体制を整える。
- ③—B **保護者と連携する**
 - つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校等の対処、連携方法について話し合う。
- ③—C **関係機関と連携する**
 - 必要に応じ、警察・福祉等関係機関と連携する。
- ④—**いじめの解消を確認する。**
 - ・いじめに係わる行為が止んで相当期間継続している。(少なくとも3ヶ月を目安)
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談などにより確認する。

上記の2つを満たしたとき、いじめの解消とする。 また、聞き取った内容やアンケートは文書保管する。

6 いじめ防止のための保護者への啓発

いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

また、「梅が丘小学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、保護者や地域住民が確認できるようにするとともに、必ず入学時、各年度の開始時に児童及び保護者に説明する。

7 教育委員会等との連携

名張市教育委員会とは、随時、報告や相談、連携・協力体制をとり、支援・指導のもと対応する。